

U 12 部 会 夷 隅 ブ ロ ッ ク 規 約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本ブロックは、U 12 部会夷隅ブロック（以下「本ブロック」）と称する。

(所在地)

第 2 条 本ブロックの所在地を千葉県いすみ市岬町江場土 1 9 3 5 - 1 番地におく。

(目的)

第 3 条 本ブロックは、夷隅郡市内で活動している子ども達や指導者、審判員にミニバスケットボールの健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本ブロックは、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- ① 合同練習会および指導者講習会の開催
- ② 地区審判講習会の開催
- ③ 各種ミニバスケットボール大会の開催
- ④ 各種県大会への参加
- ⑤ 組織活動の強化拡充
- ⑥ 関連団体との連絡提携
- ⑦ その他本ブロックの目的達成に必要なこと

第 2 章 組 織

第 5 条 本ブロックは、夷隅郡市内に所在する、日本バスケットボール協会に加盟登録するミニバスケットボール関係者（選手・指導者等）、審判員によって組織する。

第 6 条 本ブロックの会員は、加盟チームの関係者、審判員等によって構成する。

第 7 条 本ブロックの組織強化並びに研究活動の推進のため、3つの部会と5つの専門部を置く。

〈 部 会 〉

- I. 役員会（会長・副会長，県理事，事務局長・事務局次長，各部長）
- II. 県理事会（夷隅地区理事，県式典委員，県審判委員，県会場委員，その他各委員）
- III. 事務局（事務局長，事務局次長）

〈 専 門 部 〉

- I. 大会競技部（部長，副部長，部員）
- II. 会場部（部長，副部長，部員）
- III. 式典部（部長，副部長，部員）
- IV. 審判TO部（部長，副部長，部員）
- V. 強化指導部（部長，副部長，部員）

第 3 章 機 関

第 8 条 本ブロックは、次の機関をおく。

総会・役員会・県理事会・事務局会・各専門部会

第 9 条 総会は最高の議決機関で、原則として毎年度初めと終わりに会長が招集する。ただし、役員会が必要と認める場合は、臨時に開くことができる。

第10条 総会は、次のことを決める。

- ① ブロックの解散に関すること
- ② 規約の決定並びに変更
- ③ 事業および大会運営の承認
- ④ 役員の承認
- ⑤ その他本ブロックの目的達成に必要なこと

第11条 役員会は総会に次ぐ議決機関で、必要により会長が招集する。役員会は会長、副会長、県理事、事務局長・事務局次長、各部長と各チーム代表者で構成されるが、必要に応じて副部長も参加する。

第12条 各専門部会は、必要に応じて部長が招集する。

第4章 役員

第13条 本ブロックは、次の役員をおく。

顧問	若干名
会長	1名
常任理事	若干名
副会長	若干名
県理事	1名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
各専門部部長	各1名
各専門部副部長	若干名

第14条 会長は、本ブロックを代表し業務を総括する。副会長は会長が事故ある時はこれを代行する。理事、事務局は業務を執行する。顧問は会長の諮問に応じ、また意見を具申する。

第15条 役員は、役員会で推薦し、総会で承認する。

第16条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 【附則】 この規約は、平成13年5月8日より施行する。
この規約は、平成21年4月25日一部改正する。
この規約は、平成22年4月25日一部改正する。
この規約は、平成24年4月30日一部改正する。
この規約は、平成25年4月29日一部改正する。
この規約は、平成26年4月29日一部改正する。
この規約は、平成27年4月29日一部改正する。
この規約は、平成30年4月29日一部改正する。
この規約は、令和2年4月25日一部改正する。